

厚生労働行政推進調査事業費（厚生労働科学特別研究事業）

（分担）研究報告書

イギリスにおける盲ろう児者に対する支援機器の支給に関する視察報告

研究代表者 奈良 里紗 国立大学法人大阪教育大学総合教育系特別支援部門准教授

研究要旨

本研究の目的は、イギリスにおける盲ろう児者に対する支援機器の支給制度について、認定基準、支給のプロセス、支給後の活用支援や訓練の実態を現地調査により明らかにすることである。併せて、日本の制度との比較を通じて、制度運用における柔軟性・公平性・専門性の観点から、特徴と課題を整理することを目的とした。2024年11月、ロンドン、バーミンガム、スコットランドの3地域を訪問し、特別支援学校、盲ろう児者の家族、支援団体（Deafblind Scotland、RNIB スコットランド支部）、大学研究者らへのインタビューおよび現地視察を実施した。バーミンガム大学では、MSI（Multiple Sensory Impairment）教員の養成過程についても調査した。得られた情報は、記録・文書資料をもとに内容分析を行った。イギリスでは、盲ろうは「視覚・聴覚の両方に困難を抱え、コミュニケーション・移動・情報アクセスに制約のある状態」として法的に定義されており、進行性の障害も対象とする。支援機器の支給は、MSIなどの専門職によるアセスメントに基づいて、地方自治体と交渉しながら個別予算内で提供される。種目リストにとらわれず、スマートスピーカーや点字ディスプレイ、視線入力装置など、多様な機器が柔軟に支給されていた。また、EHCP（Education, Health and Care Plan）制度により、0歳から25歳までの障害児・者に対して、教育・医療・福祉の連携による包括的な支援が整備されていた。日本の制度では、支給種目が明文化され、点字ディスプレイなどの高額機器の複数支給や修理支給は限定的である。一方イギリスでは、専門的アセスメントに基づく柔軟な運用がなされ、障害の進行に備えた予防的・先制的支援も制度に組み込まれている。MSI教員の存在は、対象者のニーズを適切に把握し、機器の選定・訓練・保護者支援を一体的に行う上で重要な役割を担っていた。本視察により、イギリスの制度は、専門職主導の支援機器提供体制と、教育・福祉・医療の連携による包括的支援が確立されていることが明らかとなった。日本における支援制度との対照により、個別ニーズに応じた柔軟な支援設計の必要性や、専門性のある人材の配置の重要性が浮き彫りとなった。

A. 研究目的

本研究は、イギリスにおける盲ろう児者への支援機器の実態を明らかにすることを目的とする。これにより、国内調査である研究1および研究2で明らかとなった日本の支援制度と比較し、より効果的な支援のあり方を検討することを意図している。

B. 研究方法

（1）調査手続き

本研究は、2024年11月4日から11月17日までの期間にわたって実施された。視察および聞き取り調査は、ロンドンにある特別支援学校や当事者家族のご家庭、バーミンガム大学および同市内にある盲ろう教育を含む特別支援学校、グラスゴーにあるRNIB スコットランド支部、さらにエディンバラに所在する特別支援学校や Deafblind Scotland（デフブライインド・スコットランド）において行われた。

（2）調査内容

調査では、イギリスにおける盲ろう児者に対する支援機器の支給の実態を明らかに

することを目的とし、主に以下の観点から情報を収集した。すなわち、支援機器の支給基準、支給方法、対象となる支援機器の範囲、支給にかかわる手続き、並びに支給制度に関する課題について、関係者へのヒアリングを通じて詳細な聴取を行った。

（倫理面への配慮）

本研究は、大阪教育大学の倫理審査委員会の承認（承認番号：24121）を受けたうえで実施されたものである。視察および聞き取り調査を行った各訪問先に対しては、事前に研究の趣旨を文書および口頭で丁寧に説明し、相手方の同意を得たうえで訪問を行った。各施設においては、録音や写真撮影について、その都度、同意を得てから実施した。

得られたデータについては、個人情報が特定されないよう配慮したうえで分析を行っており、報告にあたって個人や機関が識別されることのないよう十分に留意している。収集した情報は、鍵付きロッカーまたはパスワードで保護された電子ファイルとして厳重に管理している。また、調査協力に

際しては、本研究への協力は任意であり、協力しない場合にもいかなる不利益も生じないことを説明し、同意を得るインフォームド・コンセントを適切に実施した。

なお、一部のインタビュー結果については、事前に同意を得たうえで、発言者の氏名および所属大学名を本報告書に明記することについて許可を得て掲載している。すべての調査活動は、ヘルシンキ宣言に基づき、人権とプライバシーの尊重を基本として倫理的に実施された。

C. 研究結果

本研究で得られた主な結果は以下の通りである。

わが国においては、視覚障害と聴覚障害が個別に認定され、両方の障害が同時に存在しても重度でなければ盲ろうとしての制度的支援の対象とならない。一方、イングランドでは「盲ろう」とは視力と聴力の両方に低下があり、コミュニケーション、移動、情報へのアクセスに支障がある状態と定義され、進行性の障害も含まれる。たとえ視力や聴力が現在保たれていても、将来的な障害の進行が予想される場合には、早期の支援が開始される仕組みが整っていた。

また、支援の実施において中心的な役割を果たすのが MSI (Multiple Sensory Impairment) 教員である。MSI とは、視覚と聴覚の両方に障害のある子どもたちに対して、個別のニーズに応じた教育的支援と包括的なアプローチを提供するための専門的資格であり、バーミンガム大学では修士課程 (MA in Multi-Sensory Impairment) も設置されている。

わが国では、国が定める補装具、市区町村が定める日常生活用具に基づき支給の可否が判断され、新技術や市販品の導入が難しい。一方イギリスでは、種目リストに基づかず、MSI 等の専門家がアセスメントを行い、当事者のニーズに基づいて地方自治体と交渉して支給が決定される。スマートスピーカーのような市販製品も、生活の質向上に寄与すると判断されれば支給対象となる。

ただし、専門家の不足や申請が一度で通らない場合が多く、専門家チームや当事者団体との連携による継続的な働きかけが不可欠であった。MSI 教員の養成プログラムでは、支援機器の導入に必要な法制度や交渉戦略についての授業も実施されていた。

また、イギリスでは視覚・聴覚の障害が確定していなくても、将来的な進行が予測される場合に支給が可能である。0 歳から 25 歳を対象とした EHCP (Education, Health and Care Plan) 制度により、個別の支援計画と予算が生まれ、その中で点字

ディスプレイやプリンター等の支援機器が整備される。支援機器は学校側が予算で購入し、原則として家庭への持ち出しは不可であるが、複数台支給や修理も予算内で実施可能であった。

白杖については、リハビリテーションワーカーのアセスメント後に ID 付きの白杖が貸与され、転居時には返還し、新しい自治体で再貸与を受ける方式が取られていた。

今回の視察では、バーミンガム大学の Hester Richardson 氏との意見交換も行った。彼女はイギリスにおける盲ろう教育の最前線で活躍する研究者であり、教員養成セミナーでは先天性盲ろうの高校生が登壇し、地域の学校で学ぶ難しさや支援、夢について語った。Hester 氏は繰り返し、盲ろう児に対する教育では、環境調整とカリキュラムへの公平なアクセスを保証することの重要性を強調し、MSI、担任教師、ティーチングアシスタント (TA) が対等な関係でチーム支援することの意義を訴えていた。

D. 考察

本研究を通じて、イギリスにおける盲ろう児者への支援機器の支給は、「進行性障害の想定」「支援リストなき柔軟な制度設計」「専門家による交渉と法的裏付けの実践」に基づいて行われていることが明らかとなった。

わが国においても、個々の障害程度にのみ基づいた機器支給基準を再考し、障害が顕在化する前から支援を始める「予防的・先制的」視点を取り入れる必要がある。また、専門家チームによる総合的アセスメントと、当事者の意思に基づいた個別支援計画の策定が求められる。

さらに、MSI のような専門職の育成・配置体制の強化とともに、福祉・教育・医療が一体となって支援する仕組みの構築が、持続可能な支援体制につながると思われる。

E. 結論

イギリスにおける盲ろう児者への支援機器の提供は、MSI (Multiple Sensory Impairment) 資格を持つ専門職による個別アセスメントに基づいて行われており、種目に限定されない柔軟な支給が特徴である。また、EHCP (Education, Health and Care Plan) 制度の下で、教育・医療・福祉が連携し、予防的かつ包括的な支援が実現されている。

これに対して、日本では「盲ろう」という障害概念が視覚障害と聴覚障害の重複として扱われており、独立した障害特性としての理解や制度的位置づけが十分ではな

い。さらに、MSIのような専門職の制度が存在せず、専門的なアセスメント体制の構築が難しいという構造的な課題がある。一方で、日本には「日常生活用具」という制度的枠組みが存在しており、比較的専門性が高くなくても一定の支援機器の支給が可能となる体制が整備されている点は評価できる。

しかしながら、実際の運用においては、点字ディスプレイなどの高額用具の複数支給や修理対応が限定的であること、個別ニーズに応じた柔軟な支給判断が十分に行われていない実態がある。今後は、イギリスの事例を参考にしながら、日本における「盲ろう」の定義の再検討、専門人材の育成、制度の柔軟性向上を含めたより適切な制度設計への改善が求められる。

参考資料

NHS:

<https://www.nhs.uk/conditions/deafblindness/>

Deafblind UK:

https://deafblind.org.uk/get_support/what-is-deafblindness/

Sense:

<https://www.sense.org.uk/information-and-advice/conditions/deafblindness/>

University of Birmingham (MSI MA):

<https://www.birmingham.ac.uk/study/postgraduate/subjects/teacher-education-courses/multi-sensory-impairment-ma>

F. 健康危険情報

なし

G. 研究発表

1. 論文発表

なし

2. 学会発表

なし

H. 知的財産権の出願・登録状況（予定を含む。）

1. 特許取得

なし

2. 実用新案登録

なし

3. その他

なし